

令和6年生活保護法等の改正について（居住支援関係）

令和6年6月26日

厚生労働省 社会・援護局保護課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

今回の改正内容

1. 子どもの貧困への対応

- ① 高卒就職者等への新生活立ち上げ費用の支給
【施行済】
- ② 生活保護受給中の子育て世帯へのアウトリーチ事業の任意法定化
【令和6年10月1日施行】

2. 被保護者に対する自立支援の強化等

3・4ページ

- ① 被保護者就労準備支援事業・被保護者家計改善支援事業・被保護者地域居住支援事業の任意法定化
【令和7年4月1日施行】
- ② 生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業を利用できる一体実施の仕組みの創設
【令和7年4月1日施行】
- ③ 就労自立給付金の算定方法の見直し
【令和6年10月1日施行】

3. 被保護者の支援に係る機関等の連携強化等

5ページ

- ① 関係機関との支援調整等を行う会議体の設置規定（任意）の創設
【令和7年4月1日施行】

4. 医療扶助の適正実施等

- ① 医療扶助等にかかる都道府県による市町村支援の仕組み（努力義務）の創設
【令和7年4月1日施行】

5. 保護の実施機関についての特例

- ① 居住地特例の対象範囲を特定施設入所者全体に拡大
【令和7年4月1日施行】

6. 社会福祉住居施設の適正な運営を図るための規定の整備等

6ページ

- ① 無料低額宿泊所の事前届出義務違反に対する罰則の創設
【令和7年4月1日施行】
- ② 無届の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合の市町村から都道府県への通知（努力義務）の創設
【令和7年4月1日施行】

7. 救護施設等の機能強化等

- ① 救護施設等における通所事業の拡充、就労機能の強化等
【施行済】
- ② 救護施設等における個別支援計画策定の義務化
【令和6年10月1日施行】

8. 居住サポート住宅における住宅扶助の代理納付原則化

8ページ

- ① （住宅セーフティネット法）居住サポート住宅における代理納付の原則化【公布の日（令和6年6月5日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日施行】

6. 社会福祉住居施設の適正な運営を図るための規定の整備等

①② 無料低額宿泊所の事前届出義務違反に対する罰則の創設等

令和7年4月1日施行

改正の趣旨・効果

✓ 無料低額宿泊所の事前届出の実効性が確保されることで、利用者の保護や事業運営の更なる適正化が図られる。

1. これまでの無料低額宿泊所に関する規制強化等

○ 社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化（H30法改正）

- (1)無料低額宿泊所について、新たに事前届出制を導入
- (2)従来ガイドライン（通知）で定めていた設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設<令和元年8月省令公布>
- (3)最低基準を満たさない施設に対する改善命令の創設

○ 面積に応じた住宅扶助の減額措置

住宅扶助については、その支給額が住宅の質に見合ったものになるよう、床面積が一定以下の場合については、その床面積に応じて上限額を減額する措置を実施。（無料低額宿泊所以外の住居を含む。）

2. R6改正法による更なる規制強化 ! 改正ポイント

①届出義務違反の無料低額宿泊所への罰則の創設

〔30万円以下の罰金〕

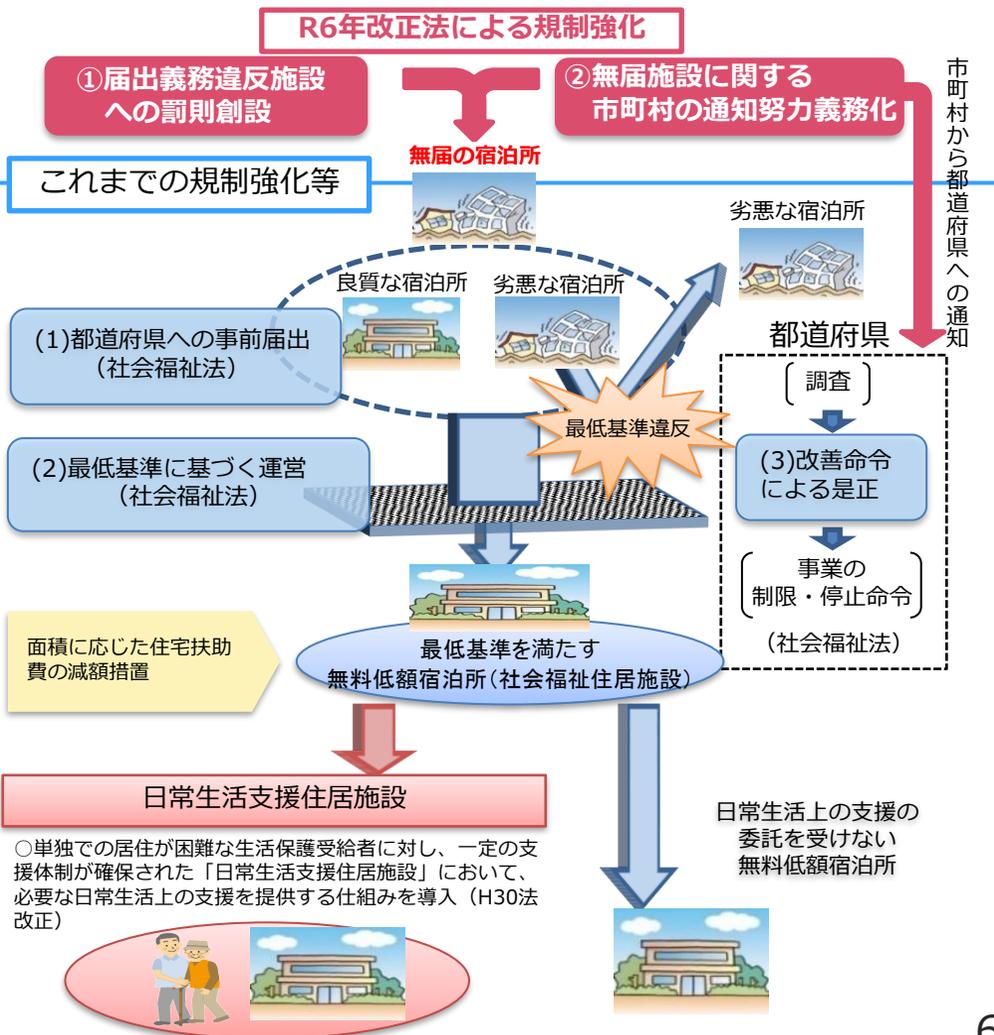
②無届の疑いがある施設を発見した場合の、市町村から都道府県への通知の努力義務化

〔アンケート調査（R4）によると、8.9%の自治体が「無届け施設あり」と回答〕

参考：無料低額宿泊所の最低基準（運営基準の例）

- ① 入居者から受領できる食事の提供に要する費用や居室使用料等の費用を限定し、サービス内容や利用料等を定めた運営規程を整備して、都道府県等に届出を行うこと。
- ② 入居申込者に、サービス内容や費用等の説明を行い、利用契約を文書により締結すること。
- ③ 金銭管理は入居者本人が行うことを原則とし、本人の希望に基づき施設が金銭管理を行う場合は、個別の契約締結等を適正に実施すること。

改正への対応イメージ



令和6年生活保護法等の改正について

令和6年9月6日

厚生労働省 社会・援護局保護課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

今回の改正内容

1. 子どもの貧困への対応

2～7ページ

- ① 高卒就職者等への新生活立ち上げ費用の支給
【施行済】
- ② 生活保護受給中の子育て世帯へのアウトリーチ事業の任意法定化
【令和6年10月1日施行】

2. 被保護者に対する自立支援の強化等

- ① 被保護者就労準備支援事業・被保護者家計改善支援事業・被保護者地域居住支援事業の任意法定化
【令和7年4月1日施行】

8～11ページ

- ② 生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事業等を利用できる一体実施の仕組みの創設
【令和7年4月1日施行】
- ③ 就労自立給付金の算定方法の見直し
【令和6年10月1日施行】

3. 被保護者の支援に関係する機関等の連携強化等

- ① 関係機関との支援調整等を行う会議体の設置規定（任意）の創設
【令和7年4月1日施行】

4. 医療扶助の適正実施等

12～14ページ

- ① 都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援の枠組み（努力義務）の創設
【令和7年4月1日施行】

5. 保護の実施機関についての特例

15ページ

- ① 居住地特例の対象範囲を特定施設入所者全体に拡大
【令和7年4月1日施行】

6. 社会福祉住居施設の適正な運営を図るための規定の整備等

16～18ページ

- ① 無料低額宿泊所の事前届出義務違反に対する罰則の創設
【令和7年4月1日施行】
- ② 無届の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合の市町村から都道府県への通知（努力義務）の創設
【令和7年4月1日施行】

7. 救護施設等の機能強化等

- ① 救護施設等における通所事業の拡充、就労機能の強化等
【施行済】

19ページ

- ② 救護施設等における個別支援計画作成の義務化
【令和6年10月1日施行】

8. 居住サポート住宅における住宅扶助の代理納付原則化

20ページ

- ① （住宅セーフティネット法）居住サポート住宅における代理納付の原則化【公布の日（令和6年6月5日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日施行】

6. 社会福祉住居施設の適正な運営を図るための規定の整備等

①② 無料低額宿泊所の事前届出義務違反に対する罰則の創設等

令和7年4月1日施行

改正の趣旨・効果

- ✓ 無料低額宿泊所の事前届出の実効性が確保されることで、利用者の保護や事業運営の更なる適正化が図られる。

無届の無料低額宿泊所への対応

○情報収集

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）

市町村からの通知（改正後の社会福祉法（以下「法」という。）第68条の2第3項）や福祉事務所を通じて入居者と事業者の契約に係る情報等のほか、ホームページや入居者募集の広告など事業者自ら公表している情報などの収集を行う。また、事業者の同意のうえ、聞き取りや関係書類の提出を求める任意の調査による情報収集を行う。

○調査

可能な限り情報収集を行った結果、当該事業所の事業者が「社会福祉事業（無料低額宿泊所）を経営する者」に該当するとの相当程度の心証が得られる場合には法第70条に基づく調査を実施する。

※ 相当程度の心証とは、情報収集を行った結果、当該事業所について無料低額宿泊所に該当すると総合的に判断できる程度の心証が得られることで足りるもの（例えば、生活保護申請を入居要件としている場合など）

○届出勧奨（口頭）

情報収集や調査により、当該事業所が無料低額宿泊所に該当すると考えられる場合には、当該事業所の事業者に対して、届出の勧奨を行う。

届出勧奨に当たっては、事業者の意思に関わらず届出義務があること（法第68条の2第2項）や**罰則規定があること（改正後の法第163条第1号）**を伝える。

○届出勧奨（文書）

口頭による届出の勧奨を行っても、事業者から届出を行う旨の意思表示を得られなかった場合、又は一定期間を経ても届出が行われなかった場合には、文書により期限を付して届出を行うように、又は届出対象外であることの挙証資料を提出するように求める。



上記届出の勧奨を行っても、なお届出を拒否する場合には、福祉事務所に対し、被保護者の紹介を停止するとともに、現に当該事業所に入居している被保護者には転居等の支援を実施するよう通知。また、**罰則の適用**について検討。

当該事業者が、「その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたとき」に限り、事業の制限又は停止を命令すること（法第72条第3項）について検討。

